平成２８年（フ）第９４号
京都府宇治市宇治半白108番地　サイセリア宇治Ｅ－401
債務者　西居　秀樹
1　決定年月日時　平成28年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１０５号
京都府宇治市伊勢田町ウトロ51番地
債務者　田中三秩子こと　ＫＡＮＧ　ＤＯＪＡ　姜　　道子
1　決定年月日時　平成28年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１１０号
京都市山科区日ノ岡鴨土町24番地　エクセレント日ノ岡610号室
債務者　結城　彩乃
1　決定年月日時　平成28年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１１３号
京都市山科区西野山桜ノ馬場町80番地３
債務者　礒谷　妙子
1　決定年月日時　平成28年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１１６号
京都市下京区河原町通七条上る材木町468番地　コスモＳＴ河原町603
債務者　瀬古　千尋（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成28年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１１８号
京都市伏見区桃山町鍋島１番地25　サザンクロス桃山203号
債務者　**𠮷**村惠美子
1　決定年月日時　平成28年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１１９号
京都市伏見区醍醐上山口町18番地１　醍醐ハイツ408
債務者　下村二三男
1　決定年月日時　平成28年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第２号
京都府与謝郡与謝野町字滝1812番地
債務者　加藤　英行
1　決定年月日時　平成28年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで　京都地方裁判所宮津支部

平成２８年（フ）第１９号
堺市堺区西湊町２丁１番26号
債務者　梅田　　相
1　決定年月日時　平成28年２月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第２１号
堺市北区新金岡町３丁２番２－107号
債務者　新垣　清香（旧姓前田）
1　決定年月日時　平成28年２月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第９号
福岡県行橋市門樋町２番29号　コーポラスグリーン207号
債務者　中山　巻夫（旧姓林）
1　決定年月日時　平成28年２月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで　福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２８年（フ）第１１号
福岡県行橋市南泉７丁目16番１号　秋満菊美方
債務者　秋満　正一
1　決定年月日時　平成28年２月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで　福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２８年（フ）第３３号
熊本市東区新南部４丁目１番５号　セントラルハイツ205
債務者　鹿田　平和
1　決定年月日時　平成28年２月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１１号
岩手県北上市上野町１丁目４番１号
債務者　吉成　秀行
1　決定年月日時　平成28年２月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月13日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第１４号
愛知県一宮市多加木１丁目16番７号　エコーハイム201号
債務者　潮田加奈子
1　決定年月日時　平成28年２月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月13日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第２９号
愛知県一宮市木曽川町門間字金塚16番地２　ＣＯＵＲＴ　ＨＥＩＭＥ106号
債務者　時　　年雄
1　決定年月日時　平成28年２月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月13日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第３０号
愛知県一宮市丹陽町外崎字郷85番地
債務者　竹屋こと　中森加代子（旧姓森）
1　決定年月日時　平成28年２月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月13日まで　名古屋地方裁判所一宮支部